## 議案第2号

富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について 富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成25年11月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)における消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、行政財産に係る使用料を改定するため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

第1条 富津市行政財産使用料条例(昭和56年富津市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「420円」を「430円」に、「520円」を「540円」に、「940円」を「970円」に、「1,360円」を「1,400円」に、「310円」を「320円」に、「630円」を「640円」に改める。

第2条 富津市行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

別表中「430円」を「440円」に、「540円」を「550円」に、「970円」を「990円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「320円」を「330円」に、「640円」を「660円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の富津市行政財産使用料条例の規定は、前項本文に 定める日(以下この項において「施行日」という。)以後の許可に係る使用料に ついて適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の富津市行政財産使用料条例の規定は、附則第1項 ただし書に定める日(以下「一部施行日」という。)以後の許可に係る使用料に ついて適用し、一部施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によ る。